

(仮称)生駒市市民投票条例(案)

平成24年1月

生駒市市民自治推進会議

目的

(目的)

第1条 この条例は、市政にかかわる重要事項について、生駒市自治基本条例（平成21年6月生駒市条例第20号。以下「自治基本条例」という。）第44条及び第45条の規定による市民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。

【解説】

この条例は、市政にかかわる重要事項について、生駒市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第44条及び第45条において規定している市民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的としています。

また、市民投票制度は、市の合併や大規模公共事業の実施の是非など市民の皆さんの生活に大きな影響を与える事業などについて、市民の皆さんの意思を市民、議会、市長が確認することができる制度であり、地方参政権とは全く異なる制度です。

生駒市自治基本条例（抜粋）

(市民投票)

第44条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。

【解説】

市の重要な政策判断が必要な事項については、市民に対する意思確認の手段として、市民投票ができることを定めています。

第45条 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。

2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。

3 市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。

4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

【解説】

〈第1項〉

市民の請求により市民投票ができることを定めた規定です。

〈第2項〉

市議会や市長が直接市民の意思を確認しながらそれぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要であるため、市議会と市長も市民投票を発議できることを定めています。

〈第3項〉

市民投票の実施請求に関する具体的な手続やその他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めることを規定しています。その条例においては、定住外国人や未成年者の参加に配慮することとする規定です。

〈第4項〉

市民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果で市長や議会の選択や決断を拘束するものではありませんが、投票の成立要件を含め、あらかじめ投票結果の取扱を定めておくとする規定です

市政にかかわる重要事項

(市政にかかわる重要事項)

第2条 市民投票に付することができる市政にかかわる重要事項（以下「重要事項」という。）とは、現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、市民に直接その賛否の意思を問う必要があると認められるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき投票を実施することができる事項
- (3) 市の組織、人事、予算の調製及び予算の執行の権限に係る事項並びに市長等の内部の事務処理に関する事項
- (4) 市民投票を実施することにより、特定の個人又は団体の権利等を不当に侵害する又はそれらへの不当な利益を供与するおそれのある事項
- (5) 専ら特定の地域に関係する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民投票を行うことが適当でない認められる事項

【解説】

市民投票に付することができる市政にかかわる重要事項については、「①現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項」、「②市民に直接その賛否の意思を問う必要があると認められるものであること。」の2つの要件を満たす必要があることなどを定めています。

①現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項

現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項とは、「市の存立の基礎的条件に関する事項」や「市民全体に重大な影響を及ぼすおそれのある事項」などがこれに該当します。ここでいう市民の福祉とは、地方公共団体の役割を定めた地方自治法第1条の2第1項で規定されているものと同義であり、市民が、政治、経済、社会、家庭などあらゆる面における生活又は活動において、物質的及び精神的利益を享受している状態をさしています。市民投票の対象となる範囲を医療や保健、生活保護など、いわゆる狭義の「福祉」の分野に限定するものではありません。

②市民に直接その賛否の意思を問う必要があると認められるもの

市民に直接その賛否の意思を問う必要があるものであることとは、市民の間又は市民、市議会若しくは市長の間で大きな意見の隔たりがある状況において、市民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要があるものをいいます。そのため、市民投票の実施に至るまでの間、市民の間又は市民、市議会若しくは市長の間で十分な議論が尽くされることが大切です。

ただし、①及び②に該当する場合であっても次に掲げるものに限っては除くこととしています。

これは、市民投票の対象となる事項は、その事案が生じた時点における地域社会のさまざまな状況の中で総合的に判断されるものであり、その範囲をあらかじめ限定的に定めることは、市民が直接自らの意思を表明する権利を制限すること

になると考えられるからです。特に市民請求の場合には、市民投票に相応しい事案以外は署名収集の過程において淘汰されるものとして、例外的除外事項（ネガティブリストとして規定）としたもの以外の事案については、むしろ積極的に機会を保障するという考え方にたつものです。

(1) 市民投票制度は、地方公共団体の制度であるから、その団体に決定できること以外は対象にすることができないという見解があります。その一方で、国等の権限であるとはいえ、市民の利益や権利に深くかかわるものは、その投票結果を市民の意思として国政等に反映させることは非常に大きな意味を持つものであるとの考え等から、決定権限の有無にかかわらず、広く投票の対象事項にすべきとの見解もあります。例えば、新潟県巻町では、国の原子力政策・エネルギー政策に関して、また、沖縄県では、日米安保条約に基づく地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関して住民投票が実施されましたが、これらの際にも、投票の対象となり得るか否かの議論が生じました。二つの事例は、ともに決定権限は国に属し、地方公共団体にはありません。しかし、いずれも一面では、国の固有の政策に関するものであるとはいえ、他面では当該地域住民の利益や権利と深くかかわっています。つまり、地方公共団体は、「市民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの」とされていることから、国に対して意見表明等を行うことも必要であり、可能な限り広く市民投票の対象事項とすることが望ましいと考えています。

(2) 地方自治法第76条（議会の解散請求）、第80条（議員の解職請求）、第81条（長の解職請求）では、「選挙権を有する者の総数の3分の1以上」の者の連署で、選挙管理委員会にそれぞれを請求することができ、請求があれば住民投票をしなければならないとあります。また、市町村の合併の特例に関する法律に基づく合併協議会設置協議を求める住民投票や、市長の解職又は議会の解散などを求める投票などについては、すでに法律上に住民投票を行える制度が用意されており、これらについては法令の規定に基づいて住民投票が実施されることが適当であるため、除外事項としています。

(3) 市民投票は、主に政策決定に市民の意思を的確に反映させるために行われるものであり、市の組織や人事、予算などの事務のほか、政策判断の要素を含まない内部事務処理事項は、市民投票の対象事項には馴染まないものとして除外事項としています。

(4) 特定の個人や団体に対して公的援助を停止することや、公共施設の利用を制限すること、不当な利益を供与することになるおそれのあることなどについて市民投票を実施した場合、利害関係の違いから公平な投票結果を得られないおそれがあるため、除外事項としています。

(5) 市民投票は、全市域の市民を対象として実施されるものであることから、その影響が特定の地域に限られるような事項については、第4号と同様、利害関係の違いから公平な投票結果を得られないおそれがあるため、除外事項としています。例えば、特定の学校の統廃合に関する事項については、専ら学区内に居住する市民の利便性や教育環境の問題であるならば対象から除外されるこ

とになりますが、その問題が全市的な学校統廃合の問題に波及するものであるならば、一律に除外されるものではありません。

- (6) 市民投票に付することが適当でない事項であるか否かについては、第1号から第5号に掲げられた項目以外に、現時点では想定されない事由により除外することが適当な場合も考えられることから、このような概括的な項目を設けています。けれども、本号に該当するには執行者である市長の自由裁量が認められるものではなく、第1号から第5号までに掲げられた除外事項と同等の合理的理由を有する必要があります。

投票資格者

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者（その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）
 - (2) 年齢満18歳以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者（外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請による同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3月以上経過している者に限る。）
- 2 前項第2号に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
 - (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
 - (3) 出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在留資格（前号に該当するものを除く。）をもって在留し、引き続き5年を超えて日本に住所を有する者
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民投票の投票権を有しない。
- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定（次号において以下「選挙関係規定」という。）により選挙権を有しない者
 - (2) 第1項第1号の規定に該当する年齢満18歳以上20歳未満の者及び同項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙関係規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者

【解説】

この規定は、市民投票の投票資格者の要件について定めたものです。

《第1項》

- (1) 年齢が満18歳以上の日本国籍を持っている者で、生駒市で住民票を作成された日から引き続いて3ヶ月以上生駒市の住民基本台帳に記録されている者。
なお、他の市町村から生駒市に住所を移した者は、届出をした日から引き続いて3ヶ月以上生駒市の住民基本台帳に記録されている者に限ります。
- (2) 年齢が満18歳以上の定住外国人で、引き続いて3ヶ月以上生駒市に住所を置いている者。これは、外国人登録原票に登録されている居住地が生駒市にあって、かつ登録の日から3ヶ月以上経過している者をさしています。

なお、他の市町村から本市に居住地の変更をした者は、その申請をした日から引き続いて3ヶ月以上経過している者に限ります。

※「年齢満18歳以上」という要件

市民投票の投票権における年齢要件は、生駒市自治基本条例第8条の規定を遵守するため、20歳以上とする選挙権よりも幅をひろげ、18歳以上としています。

18歳以上の年齢については、例えば普通免許の取得年齢であることや、平成22年5月18日施行の「日本国憲法の改正手続きに関する法律」においても満18歳以上の日本国民が対象とされていることなど、日本の多くの法律が年齢要件としています。

また、児童の権利に関する条約第1条において18歳未満の者を「児童」と定義づけています。

このように、18歳以上の者は、政治的な判断や経済的な自立も可能であるとして、社会生活の中で成人として取り扱われています。

この市民投票において18歳以上の者に投票権を付与することで、将来の生駒市を担うことになる若者が市民投票を通して社会参加をすることにより、大人としての権利と責任を自覚していくことが期待されます。

《第2項》

「定住外国人」については、直接的に法律上の規定はありませんので、ここに明確に規定しておきます。

もともと市民投票は、地方自治法に規定を持つ制度ではありません。条例により資格要件を定めることができると解されています。滋賀県米原町の市民投票において全国で初めて永住外国人が投票して以降、地域の発展のためには外国人との共生や交流は不可欠であるという考え方が全国に波及しています。

生駒市自治基本条例においては、第6条において本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならないことや、第45条において、定住外国人及び未成年の参加に十分配慮しなければならないと規定しています。

(1)「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める特別永住者を投票資格者の範囲に含めます。特別永住者とは、サンフランシスコ講和条約（平和条約）発効により日本の国籍を離脱した者で終戦前から引き続き日本に在留しているもの及びその子孫をいいます。

(2)「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」の在留資格をもって在留する者を投票資格者としています。

(3)出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在留資格（前号を除く。）をもって在留する者のうち、引き続き5年を超えて日本に住所を有する者を投票資格者の範囲に含めます。

市民投票において対象とされる様々な事案について自らの意思を表明するには、一定期間以上日本に在留し、日本での生活の基盤が確立されている必要があることから5年以上の期間としています。

「出入国管理及び難民認定法」では、これらの在留資格は最高でも5年を限度と

しており、5年を超えて在留するという事は、少なくとも1度は更新手続がされていることとなります。

《第3項》

第1項及び第2項の要件を満たす者であっても、年齢や国籍にかかわらず、選挙権の欠格事由に該当する者については、第3項で投票資格者から除くこととしています。

(1)公職選挙法等に規定する選挙権の欠格事由に該当する者については、市民投票の投票資格者から除外しています。

これは、市民投票制度が、間接民主制を補完し、市民、議会と市長に尊重義務を生じさせる重要な市民参画の制度であることから、選挙制度との整合を図り、投票資格者から選挙権の欠格事由に該当する者を除外することは一定の合理性があります。選挙では、事理を弁識する能力を有しないとの理由から、成年被後見人は選挙権者から除外されており、市民投票制度でも同様に考えます。

(2)日本国籍を有する満20歳以上の者の投票資格判定における公平性を図るために、外国人と満18歳及び満19歳の者についても、第1号に掲げる選挙権の欠格事由に該当する者は、投票資格者から除くこととしています。

公職選挙法

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 一 成年被後見人
- 二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者
(刑の執行猶予中の者を除く。)
- 四 公職にある間に犯した刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十七条から第九十七条の四までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成十二年法律第三十号)第一条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- 五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

公職選挙法

(選挙権)

第九条 日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3 前項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となった市町村であつて、当該廃置分合により消

滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。

- 4 第二項の規定によりその属する市町村を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移したものは、同項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する。
- 5 第二項の三箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

市民投票の発議又は請求等

(市民投票の発議又は請求等)

- 第4条 投票資格者は、重要事項について、その総数の6分の1以上の連署をもって、その代表者から市長に対し、書面により市民投票の実施を請求（以下「市民請求」という。）することができる。
- 2 議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数の議決により市民投票を発議したときは、市長に対し、書面により市民投票の実施を請求（以下「議会請求」という。）することができる。
- 3 市長は、自ら市民投票を発議することができる。
- 4 前項の場合において市長は、必要に応じ第三者機関に意見を求めることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、既に発議に係る手続が開始されている場合においては、当該発議に係る市民投票の手続が行われている間は、何人も、当該市民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、市民投票を発議することができない。

【解説】

この規定は、市民投票の発議又は請求について定めています。生駒市自治基本条例第45条で市民が市民投票を請求できること、議会及び市長が市民投票を発議することができるものと定めています。

《第1項》

市民投票実施の請求に係る署名要件を定めています。署名できる者は、投票資格者であることが必要となります。

市民から請求を行うときの署名要件については、市民投票がとりわけ重要な市民参画の制度であり、その社会的影響の大きさから、より多くの市民の理解を得られるものであることや本市の投票資格者数、他の自治体の事例などを勘案し、請求に必要な署名数を投票資格者数の6分の1としています。

《第2項》

議会は、発議に関する議案を提出するには、議員定数12分の1以上の賛成を必要とし、出席議員の過半数の議決を経たときは、市長に対して市民投票の実施を請求することができるとしています。

《第3項》

市長は選挙で選出された独任制の機関であり、自らの意思で市民投票を発議することができるとしています。

《第4項》

市長は、自らの意思で市民投票を発議することができることとなりますが、事案により必要に応じて第三者機関に意見を求めることができるものとしています。

《第5項》

実質的に同一の内容について同時又は短期間に続けて市民投票を実施しても、同様の投票結果になることが予想されます。そのため、特定の事案について発議

され、手続が進められているときにあっては、実質的に同一の内容の発議又は請求を認めないこととしています。なお、この規定では、設問が全く同一であることまでは要件としておらず、設問の表現に差異があつたとしても、内容が明らかに同一であると認められる場合には、この規定に該当するものとして、発議ができないこととしています。

「何人」には、既に発議を行っている請求代表者はもとより、市長や議会も含まれます。

「手続が開始されている場合」とは、次に掲げる時点から、投票結果が判明するまでの間のことをいいます。

- 投票資格者からの請求・・・代表者証明書交付申請等が市長に提出されたとき
- 議会からの発議・・・・・・・・発議に係る議案が議会に提出されたとき
- 市長からの発議・・・・・・・・第11条による告示を行ったとき

市民投票の形式

(市民投票の形式)

第5条 前条第1項から第3項までの規定による発議又は請求に当たっては、市民投票に付そうとする事項について二者択一で賛否を問う形式により行わなければならない。

【解説】

市民投票制度は、市民に直接意思を確認し、その結果を踏まえ市長や議会が意思決定を行っていくことを目的とした制度であるので、投票結果に様々な解釈の余地が生じないように、各主体からの発議又は請求に当たっては、二者択一で賛否を問う形式により行わなければならないとしています。

代表者証明書の交付等

(代表者証明書の交付等)

- 第6条** 市民請求をしようとする代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対し、規則で定めるところにより、市民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する市民投票の形式に該当すること（以下これらを「市民投票請求要件」という。）の確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求及び申請があったときは、第三者機関に意見を求めなければならない。
- 3 市長は、前項の第三者機関の意見を基に第1項の規定による請求及び申請の内容を審査し、市民投票請求要件に適合していると認められるときは速やかに代表者に代表者証明書を交付し、適合していると認められないときは代表者にその旨を通知するとともに、審査の結果を告示しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1の数（以下「必要署名者数」という。）を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。
- 5 第2項に定める第三者機関は、自治基本条例第54条の検討委員会をもって充てる。

【解説】

《第1項》

投票資格者が請求代表者になるためには、「市民投票実施請求代表者証明書交付申請書」と「実施請求書」の2つの文書をもって、市長に対し、代表者証明書の交付申請を行う必要があります。

《第2項》

市長は、提出された文書に基づき、市民投票に付そうとされる事項が第2条に規定する重要事項であること及び第5条に規定する市民投票の形式に該当するものであること並びに市民投票の請求代表者であることについて、第三者機関に意見を聴かなければならないこととしています。

《第3項》

市長は、第三者機関の意見を基に提出された文書が次に掲げる事項のすべてに適合することが認められたときは、申請人に対して代表者証明書を交付するものとし、適合すると認められないときは、申請を却下することとし、その旨を通知することとしています。また、審査の結果については告示することとしています。

- (1) 市民投票に付そうとする事項が第4条第5項に該当しないこと
- (2) 市民投票に付そうとする事項及び趣旨が第2条に該当すること
- (3) 第5条に規定する形式に該当すること
- (4) 申請人が交付申請日時点において第3条に規定する投票資格者であること

《第4項》

請求代表者が速やかに署名収集の活動を開始できるように、市長は、代表者証明書の交付の際に、請求代表者に対して本請求に必要な代表者証明書の交付申請

の日現在における投票資格者総数の6分の1の数を通知するとともに、広く市民に知らしめるためにその数を告示することとしています。

《第5項》

第2項において定める第三者機関は、自治基本条例第54条の検討委員会をもって充てることとしています。

署名等の収集

(署名等の収集)

第7条 代表者は、市民投票の実施の請求者の署名簿(以下「署名簿」という。)に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等(署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。)を求めなければならない。

2 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、奈良県の議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙(以下「選挙」という。)が行われることとなるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第92条第5項に規定する期間については、署名等を求めることができない。

3 署名等は、前条第3項の規定による告示の日から1月以内でなければ求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定による告示があった日から31日以内とする。

【解説】

《第1項》

署名簿には、実施請求書と代表者証明書(ともに写しでも可)を綴り込むことが必要となります。また、署名収集の際に投票資格者に対して求める事項は、

- ①署名及び押印
- ②署名年月日
- ③住所
- ④生年月日

であり署名については、代筆署名が認められる場合を除いて、必ず自署しなければなりません。

《第2項》

直接請求制度では、選挙制度と直接請求のための署名収集行為とを時間的に切り離すことによって、それぞれの制度の適正な運用を期そうとする趣旨から、生駒市内や生駒市を包括する区域内で地方選挙や国政選挙が行われるときは、一定期間、当該区域内では署名収集を禁止しており、本市の市民投票制度でもこれに準じることとしています。

《第3項》

直接請求制度では、市町村の場合、署名収集期間が1か月以内とされていることから、それに準じて、本市の市民投票制度においても署名収集期間を1か月以

内とし、前条第2項の代表者証明書の交付の告示の後、署名の収集ができなくなった場合は、署名収集禁止期間を除いて、前述の告示の日から31日以内としています。

地方自治法施行令

第92条

- 5 地方自治法第七十四条第六項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。
 - 一 任期満了による選挙 任期満了の前六十日に当たる日
 - 二 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
 - 三 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日（同条第三項の規定によるものについては、参議院議員の任期満了の日）前六十日に当たる日のいずれか遅い日
 - 四 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第六条の二の規定により都道府県が設置された日
 - 五 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十条第五項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日
 - 六 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第七条の規定により市町村が設置された日
 - 七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十一条第五項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第八条第二項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項に規定する市町村の合併の日）
 - 八 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日

署名簿の提出等

(署名簿の提出等)

第8条 代表者は、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上となったときは、前条第3項に規定する期間の満了の日(同項ただし書の規定が適用される場合には、同項に規定する期間が満了する日をいう。)の翌日から5日以内にすべての署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの)を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条第1項に規定する審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

【解説】

《第1項》

請求代表者は、署名収集が終了し、署名者数が必要署名者数に達したときは、市長に対して、署名簿に署名等をした者が正当に審査名簿に登録された者であることの証明を求める必要があります。証明を求める際には、署名簿が2冊以上に分かれているときはこれを一括した上で、市長に署名簿を提出しなければならないとしています。

《第2項》

市長は、次に該当するときは、署名簿の提出を却下するとしています。

- (1) 署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき
- (2) 署名簿の提出期間を経過しているとき

審査名簿の調製

(審査名簿の調製)

- 第9条 市長は、規則で定めるところにより、審査名簿（第6条第3項の規定による代表者証明書の交付の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により審査名簿の調製をしたときは、規則で定めるところにより、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。
- 3 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定により審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければならない。

【解説】

《第1項》

市長は、代表者証明書の交付日現在の投票資格者を登録した署名等の審査に用いるための審査名簿を作成することとしています。

《第2項》

市長は、審査名簿を調製したときは、規則で定めるところにより、投票資格者からの申出に応じ、閲覧させるとする規定です。

《第3項》

審査名簿の登録に関し不服がある投票資格者（投票資格を有すると主張する者を含みます。）は、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、市長に対し、異議の申出を行うことができます。

《第4項》

市長は、審査名簿の登録に関して異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から7日以内にその異議に対する決定を行わなければならないとしています。

(1) 申出を正当と決定した場合

→ 異議の申出に係る者を審査名簿に登録、又は抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知

(2) 申出を正当でないと決定した場合

→ その旨を申出人に通知

- 「関係人」とは、審査名簿の登録に関し、不服の対象とされた者をさします。請求代表者が複数人の異議の申出をまとめて行う場合などは、請求代表者以外の者が関係人となります。

《第5項》

市長が自ら行った調査や投票資格者本人からの申出などにより、本来、審査名簿に登録されるべき者が登録されていないことを市長が知った場合には、速やかにその者を審査名簿に補正登録することとしています。

署名等の審査

(署名等の審査)

- 第10条 市長は、第8条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、その日から20日以内に署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
 - 3 署名簿の署名等に関し不服のある関係人は、前項に規定する縦覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
 - 4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
 - 5 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。

【解説】

《第1項》

- 市長は、請求代表者から署名簿が提出され、署名等の証明を求められたときは、署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかについて審査を行い、署名等の効力を決定をし、証明をしなければならないとしています。
- 地方自治法の直接請求の規定に準じて、署名審査の期間を最長20日としています。

《第2項》

署名簿の縦覧は、関係人に署名簿の効力決定に誤りがないかを検討してもらい、誤りがあれば修正の申し立てを行ってもらうことで署名簿の効力をより正確にするための制度です。

《第3項》

縦覧に付された署名簿の署名等の効力に関し不服のある者は、第2項に規定する縦覧期間内に、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、市長に対し、異議の申出を行うことができます。

《第4項》

市長が異議の申出を受けたときは、その日から14日以内にその異議に対する決定を行わなければならないとしています。

(1) 申出を正当と決定した場合

→署名等の証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知

(2) 申出を正当でないと決定した場合

→その旨を申出人に通知

《第5項》

市長は、縦覧期間内に異議の申出がないとき、又はすべての異議に対する決定を行ったときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、請求代表者に署名簿を返付しなければならないとした規定です。

市民投票の実施

(市民投票の実施)

第11条 市長は、市民請求若しくは議会請求があったとき、又は第4条第3項の規定による発議（以下「市長発議」という。）をしたときは、市民投票を実施するものとする。

2 市長は、市民投票を実施しようとするときは、速やかに、次の各号に掲げる市民投票の区分に応じ当該各号に定める者にその旨を通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

- (1) 市民請求による市民投票 当該市民請求に係る代表者及び市議会議長
- (2) 議会請求による市民投票 市議会議長
- (3) 市長発議による市民投票 市議会議長

【解説】

《第1項》

市長は、市民、議会から所定の要件を備えた上で、請求、発議があれば市民投票を実施しなければならないとしています。

《第2項》

市長は、市民投票の実施を決定したときは、そのことを市民に広く知らしめるために、実施請求書に記載された請求の趣旨等を付して実施の告示を行わなければならないとしています。

- 市民請求の場合・・・代表者と市議会議長に通知
- 議会請求の場合・・・市議会議長に通知
- 市長発議の場合・・・市議会議長に通知

市民投票の期日

(市民投票の期日)

- 第12条 市長は、前条第2項の規定による告示の日から起算して30日を経過して90日を超えない範囲内において市民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により定めた投票日に選挙が行われるときその他市長が特に必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該投票日を変更することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日を少なくとも7日前までに告示しなければならない。
- 4 第3項の規定による告示の日以後、天災その他避けることのできない事故その他特別な事情により市長が特に必要と認めるときは、市民投票の期日を変更することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を告示し、変更後の市民投票の期日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。

【解説】

《第1項》

- 投票日については、市民投票の実施が決定してから時間が経過しすぎると市民の関心が薄れてしまう可能性があります。一方、事案に対して市民の理解が不足しているうちに投票を行えば、判断を誤る恐れがあります。十分な判断基準をもち、熟考のうえ投票してもらうためには、投票運動や情報提供を通じて活発な議論をする期間が必要であり、投票日は、市長が市民投票の実施の告示をした日から30日（準備期間）を経過して90日を超えない範囲内において市長が定めることとしています。
- 公職選挙法第5章の選挙期日（投票日）についての規定は、
- (1) 衆議院・参議院、地方公共団体の議会議員、長の任期満了による選挙は、任期が終る日の前30日以内（公選法第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項関係）
 - (2) 衆議院・地方公共団体の議会の解散による選挙は、解散日から40日以内（公選法第31条第2項、第33条第2項関係）
 - (3) 市町村の設置（合併等）による議会議員、長の選挙等は、市町村の設置等の日から50日以内（公選法第33条第3項、第34条第1項）に選挙を行うことになっています。

《第2項》

市民投票の投票日に国や地方の選挙が行われることとなったときは、市長は、投票日を変更することができるとした規定です。

これは、公職選挙法の規定により、選挙人以外は選挙の投票所へ入れないため、選挙と市民投票を同日に実施すると未成年者や定住外国人には別に投票所を設けなくてはならなくなること、また、市民投票においては自由に行える有効な運動方法のひとつである戸別訪問が選挙では禁じられており、市民投票運動として戸別訪問をした場合に、それが選挙運動のためのものなのか、市民投票の投票運動のためのものなのか外見からは区別がつきにくく、選挙そのものに大きな影響を及ぼす可能性があることから、投票運動そのものが大幅に制限される（選挙期間中の団体による政治活動は公職選挙法により大幅に制限されています。また、

前述の理由から個人が行う投票運動も本条例第14条の規定により制限されることとなります。) ため、市民に公正で十分な情報提供ができなくなり正しい選択、判断を損なう恐れがあることなどの問題点が生じるおそれがあるからです。

《第3項》

市民投票日の告示については、政令指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙に準じて7日前までにとしています。

《第4項》

投票日の告示日以降、天災その他避けることができない事故が発生した場合やその他特別な事情により市長が必要と認めるときは、投票日を変更することができるとしています。また、その後、改めて投票日を定めた場合は、少なくとも5日前までに告示しなければならないとしています。

情報の提供

(情報の提供)

第13条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、重要事項に係る市が有する情報を分かりやすく整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の整理、資料の閲覧、必要な情報の提供に当たっては、公平性、中立性を保持しなければならない。

【解説】

《第1項》

- 市民が自らの明確な意思に基づき投票するためには、重要事項にかかわる事業等の目的、意義、費用、市民生活への影響等などについて、市が有する情報を市民が容易に理解できるような形で整理し、市民に分かりやすく情報提供を行う必要があります。実際に多くの情報をもつのは市長であることから、情報提供は積極的に市長が行います。
- 情報提供は、争点や論点を明らかにし、的確な判断を促すためには欠かせないものです。そのため広報紙への情報掲載のほか、公開討論会、シンポジウムなどのように、様々な立場の人が自由に意見を述べ、議論することができる場を設けることなども必要と考えます。

《第2項》

市長は、市の情報を管理する立場として、公平性、中立性に十分留意し、情報提供を行うに当たっては、市民投票の実施者として公平性、中立性を保持しなければならないことを明らかにしています。また、情報の追加、修正等の申し出があった場合は、公平性、中立性が担保されているかどうかを判断した上で、必要に応じて追加、修正等を行うものとします。

投票運動

(投票運動)

- 第14条 第17条に規定する投票管理者及び第23条に規定する開票管理者は、在職中、その関係区域内において、重要事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為（以下「市民投票運動」という。）をすることができない。
- 2 第21条第2項に規定する不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して市民投票運動をすることができない。
- 3 第11条第2項前段の規定による告示の日から当該告示に係る市民投票の期日までの期間に、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該重複する期間、当該市民投票に係る市民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）、衆議院名簿届出政党等（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党等（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第13章の規定に違反するものを除く。）又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動（同章の規定に違反するものを除く。）が、市民投票運動にわたることを妨げるものではない。
- 4 市民投票運動は、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

【解説】

《第1項》

投票管理者や開票管理者は、いずれも市民投票事務の管理執行の任に当たる機関であることから、投票事務の公正な執行を確保することを目的として、これらの者の市民投票運動を制限しています。

《第2項》

本条例第21条第2項の規定により行われる不在者投票事務の公正な執行を確保するために、不在者投票管理者となった施設の長が、その者の業務上の地位を利用して市民投票運動を行うことを禁止しています。

《第3項》

市民投票運動が公正な選挙の執行を阻害しないことをより確保するために、市民投票の実施の告示日から投票日の間に選挙（衆議院議員、参議院議員、奈良県の議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙）が執行される場合には、その選挙の告示日から投票日までの間、原則として市民投票運動は行えないこととしています。ただし、条例に基づく市民投票制度において、当該選挙の候補者（候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等及び参議院名簿届出政党等を含む。）が行う選挙運動及びいわゆる「確認団体」が公職選挙法第14章の3の規定により行う政治活動についてまで規制することは適当でないので、こ

これらの選挙運動や政治活動が市民投票運動にわたることを妨げないとしています。

《第4項》

市民投票は公職選挙法が適用されないことから、基本的には投票運動は自由です。選挙運動では禁止されている戸別訪問も市民同士が直接議論できる効果的な情報提供手段であることから、市民投票においては自由に行えます。

しかし、公正かつ活発な投票運動が行われるためには、買収、脅迫、大音量での連呼や街頭演説など、平穏な市民生活を損なうおそれの行為は行ってならないことは当然のことです。

投票資格者名簿の調製

(投票資格者名簿の調製)

- 第15条 市長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿（第12条第3項の規定による告示の日の前日（同条第4項の規定により市民投票の期日を変更する場合にあっては、市長が別に定める日）現在（投票資格者の年齢については、市民投票の期日現在）の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。
- 2 投票資格者名簿は、次条の規定により設ける投票区ごとに編製しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をしたときは、規則で定める期間、投票資格者（投票資格者名簿に登録された者に限る。）からの申出に応じ、規則で定めるところにより、投票資格者名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。
 - 4 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
 - 5 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
 - 6 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をした日後、当該調製の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者で、かつ、引き続き投票資格者である者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。

【解説】

《第1項》

投票資格者名簿は、投票日の告示日の前日を基準日（年齢については、市民投票の投票日）として、投票資格者を登録した名簿です。

《第2項》

投票資格者は、その属する投票区の投票所で投票をしなければなりません。また、投票に当たっては、投票しようとする者が投票資格者であるかどうかについて確認するため、名簿との対照を行う必要があります。

《第3項》

市長は、投票資格者名簿を調製したときは、規則で定めるところにより、投票資格者からの申出に応じ、閲覧させるとする規定です。

《第4項》 《第5項》 《第6項》

異議の申出や補正登録に関する考え方などについては、審査名簿と同様です。

投票区及び投票所

(投票区及び投票所)

第16条 投票区及び投票所(第21条第1項に規定する期日前投票の投票所を含む。)は、規則で定めるところにより、設ける。

【解説】

- 投票区について
投票区とは投票を行う単位区域のことをいい、規則で定めるところに設けることとしています。
- 投票所について
投票所は投票区ごとに1か所規則で定めるところにより設置します。

投票管理者及び投票立会人

(投票管理者及び投票立会人)

第17条 市長は、規則で定めるところにより、前条に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

【解説】

市長は、規則で定めるところにより、投票管理者及び投票立会人をおくこととしています。

投票資格者名簿の登録と投票

(投票資格者名簿の登録と投票)

第18条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

【解説】

投票資格者が投票を行うためには、条例第3条に規定する投票資格者であるとともに、形式的要件として、投票資格者名簿に登録されていることが必要であることを規定しています。

投票資格者でない者の投票

(投票資格者でない者の投票)

第19条 市民投票の当日(第21条第1項に規定する期日前投票の投票にあつては、当該投票の当日)、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

【解説】

本条では、投票資格者名簿に登録されていても、投票の当日に投票資格を有しない者については投票できないことの実質的要件を規定しています。例えば、適法に投票資格者名簿に登載されていても、投票の当日に市外に転出している者などは投票することができません。

投票の方法等

(投票の方法等)

第20条 市民投票は、事案ごとに1人1票の投票とする。

- 2 市民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、市民投票の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票することができない。
- 3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、自ら、投票所において、市民投票を実施した事項に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは投票用紙の反対の記載欄に○の記号を自書して、これを投票箱に入れる方法によるものとする。
- 4 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。
- 5 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

【解説】

《第1項》

市民投票は、事案ごとに1人1票の投票としています。投票については、憲法第15条第4項で、「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。」と規定しています。

《第2項》

原則として、①投票日の当日に投票しなければならないこと、②本人が自ら投票所に行き投票しなければならないこと、③投票資格者名簿又はその抄本との対照を経て投票をしなければならないこと、について定めています。

《第3項》

○投票の記載方法及び投函の方法について定めたものであって、投票の自書主義の原則を明らかにしています。

○投票の記載方法については、投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは投票用紙の反対の記載欄に○の記号を自書する方法を採用しています。

《第4項》

投票人の自由な意思に基づく、公正な市民投票が行われることを確保するために、投票用紙に投票人の氏名を記入してはならないと定めています。この規定は、秘密投票主義を明らかにしたものです。

なお、投票用紙に投票人の氏名を記載したときは、他事記載に該当するものとして無効となります。

《第5項》

選挙と同様、何人も、賛成又は反対のいずれに投票したかを述べる義務のないことを保障することにより、投票人の自由な意思による投票権の行使を確保し、もって無記名投票の趣旨を徹底し、投票の秘密を保持することを目的として定めています。

期日前投票等

(期日前投票等)

第21条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

3 前条第3項及び第16条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。

4 前条第3項及び第16条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

【解説】

《第1項》

○選挙では、平成15年6月の公職選挙法の改正において、選挙人が投票しやすい環境を整えるため、選挙の期日における投票と同様に、直接、投票箱に投票用紙を入れることができる期日前投票制度が創設されていますが、本市制度でも、この考えに準じて期日前投票を行えることとしています。

○市民投票の当日に、公職選挙法第48条の2の第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人は、期日前投票を行うことができます。この場合、投票人は、該当事由を申立て、かつ、申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければなりません。

《第2項》

選挙では、投票日の一定期間に期日前投票所へおもむいて投票することができない選挙人のために、不在者投票制度を設けています。市民投票においても、選挙制度に準じて不在者投票を行えることとしています。制度が条例で創設されたものである点などを考慮し、次の(1)から(3)までの投票人については、不在者投票を行えることとしています。なお、(1)及び(2)の場合については、期日前投票の場合と同じように、市民投票の当日、投票人が公職選挙法第48条の2第1項に掲げる事由に該当することが要件となります。

(1) 施設等に入院又は入所している投票人

※「施設等」とは、公職選挙法施行令第55条第2項に規定する施設のうち、本市の区域内に所在し、当該施設の長が不在者投票管理者となることを承諾した施設をいいます。

(2) 投票の時点（投票日の告示日の翌日から投票日の前日までの間）において満18歳に満たない投票人

(3) 重度の障害のある投票人

《第3項》

目の不自由な投票資格者の投票機会を確保するため、点字投票を行うことができます。

《第4項》

秘密投票主義の原則から、投票人が自ら投票用紙に記載することが原則であります。投票人が身体の故障又は非識字により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合には、これらの者の参加を促進するために、その投票人に代わって投票の補助者が投票用紙に記載する代理投票の方法を認めています。

公職選挙法

（期日前投票）

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。

四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

開票区及び開票所

(開票区及び開票所)

第22条 開票区は、市の区域による。

2 開票所は、市長の指定した場所に設ける。

3 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

【解説】

- 開票区とは、投票箱を開いて投票を点検し、投票の有効無効を決定する単位となる区域をいい、本市制度では、市の全域を開票区としています。
- 開票所では、各投票所から集められた投票箱を開いて投票の点検が行われます。
1 開票所を置くことを原則とし、市長が指定した場所に開票所を設けることとしています。

開票管理者及び開票立会人

(開票管理者及び開票立会人)

第23条 市長は、規則で定めるところにより、前条第2項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

【解説】

市長は規則で定めるところにより、開票管理者及び開票立会人を置くこととしています。

投票の効力等

(投票の効力等)

第24条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。

2 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号を自書しないもの
- (4) ○の記号を賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのかを確認し難いもの
- (6) 白紙投票

【解説】

《第1項》

市民投票は、市民の意思を直接確認することを目的とした重要な市民参画の制度であり、その効力は開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならないと定めています。

《第2項》

本条は、投票の形式的無効要因を例示的に列挙しています。投票が有効であるためには、投票資格者のした投票であること、適法な市民投票の手続によったものであること及び適法な投票所で行われたものであることの実質的な要件と、適

法な投票用紙が使用されていること及び適法な記載であること等の形式的要件を備えていなければなりません。しかし、投票箱に投じられたどの投票が実質的に無効であるかは投票自体から識別できないので、開票の際には、もっぱら投ぜられた投票自体によって形式的要件について判断して効力を決定すべきものとしています。

投票結果の告示等

(投票結果の告示等)

第25条 市長は、市民投票の結果が確定したときは、直ちに、これを告示するとともに、次の各号に掲げる市民投票の区分に応じ当該各号に定める者に当該告示の内容を通知しなければならない。

- (1) 市民請求による市民投票 当該市民請求に係る代表者及び市議会議長
- (2) 議会請求による市民投票 市議会議長
- (3) 市長発議による市民投票 市議会議長

【解説】

市長は市民投票の実施者として、投票の結果が判明したときは、そのことを広く市民に知らしめるために、速やかに賛成及び反対の投票の数などを告示します。

また、次のとおり投票の結果を通知することとしています。

- 市民請求の場合・・・代表者と市議会議長に通知
- 議会請求の場合・・・市議会議長に通知
- 市長発議の場合・・・市議会議長に通知

投票結果の尊重

(投票結果の尊重)

第26条 一の事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、議会及び市長は市民投票の結果を尊重しなければならない。

2 前項の場合、市民においても市民投票の結果を尊重するものとする。

【解説】

《第1項》《第2項》

- ・この条例に基づく市民投票は拘束型ではなく諮問型であるため、市民、議会、市長それぞれが投票結果を尊重することとします。
- ・投票結果を尊重するに当たり投票率の高い低いにかかわらず開票を行い、その結果について一定の絶対得票率（市民投票において過半数を占めた選択肢に対する投票者総数／投票資格者総数・・・4分の1）以上の意見を尊重するものとしてします。

再請求の制限期間

(再請求の制限期間)

第27条 この条例による市民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について第4条第1項の規定による請求を行うことができない。

【解説】

○本条は、市民投票が行われた案件についての再請求の制限期間について定めたものです。

○同一又は類似の事案についての再請求について制限期間を設けた理由は、次の理由によります。

(1)市民投票の実施にあたっては多くの労力と費用が必要となるため、短期間に市民投票が繰り返されると生駒市の財政に過大な負担が生じること。

(2)市民投票のよほどの状況や条件に変化がないかぎり、いったん示された「市民の総意」が大きく変わるといふことは考えにくいこと。

(3)市民投票の結果は尊重されるべきものであり、短期間に行われる再請求は投票結果を否定するものと考えられること。

○初回の請求に関係したもので、新たに重大な事柄（例えば、新法の制定や凶悪事件等）が発生すると、そのことによって市民の意向が変化する場合が考えられますが、間接民主制をとるわが国の地方自治においては、新たな局面を迎えた場合には、議会や市長が初回の市民投票の結果も含めた市民の意向を汲み取りつつ対応するのが基本であり、短絡的に市民投票という手段を用いるものではありません。

しかし、近年の社会変化による環境問題や個人情報問題等に見られるように、比較的短期間で市民の意向が変化することも考えられます。したがって、間接民主制の原則と初回市民投票の結果を尊重し、制限期間を2年としています。

委任

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

附帯意見

- 1 条例案第3条第2項第3号の定住外国人については、平成21年に改正された出入国管理及び難民認定法及び住民基本台帳法などによると、「引き続き5年を超えて日本に住所を有する」ことの確認については、市町村ではその情報をもち得ないこととなることから、本会議としては、当該確認を要する外国籍を有する者については、本人からその確認ができるものを添えて届け出ることにより投票資格を付与できるよう必要な措置を取られるよう申し添えます。